

薩摩川内市温泉給湯事業経営戦略

団 体 名 : 鹿児島県 薩摩川内市

事 業 名 : 温泉給湯事業

策 定 日 : 平成31年 3月

1 計画策定の目的

本市の温泉給湯事業は、旧樋脇町、旧入来町及び旧祁答院町において、昭和44年頃から公共の福祉の増進を目的に整備が進められ、市町村合併（平成16年10月12日：1市4町4村）後も、引き続き公営事業として継続してきました。

温泉給湯事業経営戦略は、保有資産の老朽化に伴う大量更新や人口減少等に伴う料金収入の減少など、経営環境が厳しさを増すなか、事業の健全性を維持していくことを目的として策定します。

2 計画期間

計画期間は、平成31年度から平成40（2028）年度までの10年間とします。

ただし、随時進捗管理を行い、実績との乖離が著しい場合やその他の必要が生じた場合には、経営のあり方や事業手法等を含めて、計画の見直しをすることとします。

3 事業の概要

(1) 現状と課題

本市の温泉給湯事業は、旅館、ホテル、温泉利用の医療・福祉施設、定住型分譲住宅、一般家庭等へ温泉を供給する分湯事業と1つの市営公衆浴場の経営を行っています。

分湯事業については、昭和44年から順次開始しており、温泉を各需要家に供給するための施設・設備（分湯施設）の多くを高度経済成長期以降に整備したことから、今後、配湯管の布設替など、老朽化した分湯施設の更新を行う必要があり、そのための多額の費用が必要になることが見込まれます。

また、温泉の成分の影響により、泉源ポンプや送湯ポンプの使用期間には差異があり、突発的な取替が発生することも想定されることから、そのための費用も確保する必要があります。

一方、分湯事業に係る使用料の収入は、過去10年間、ほぼ横ばいで推移しておりますが、今後、人口減少が進展することが想定され、使用湯量の減少により、分湯使用料の減収も見込まれるところです。

このことから、需要家へ温泉を安定して供給するため、適切な維持管理をしつつ、限られた財源により増大する分湯施設の更新をどのように実施していくかが課題となっています。

また、分湯事業用に保有する16の泉源は、現在、各需要家に安定して温泉を供給できる湯量がありますが、将来、湯量の減少や枯渇が生じる場合も想定されるところであり、当該泉源による分湯事業のあり方について、あらかじめ方針を定めておく必要があります。

市営公衆浴場の「入来温泉湯之山館」は、平成29年4月から指定管理者が利用料金制により管理運営を行っていることから、同館の維持管理に係る経費を大幅に削減したところです。

入来温泉湯之山館は公衆浴場の機能に加え、観光施設としての機能も期待されており、民間代替性が高く更なる民間活用を図る必要があることから、今後「薩摩川内市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づく管理形態を検討する必要があります。

(2) 現在の温泉供給泉源フロー図（別紙1）

(3) 分湯事業の泉源等

ア 塔之原3号（平成21年9月29日試験）

湧出地 樋脇町塔之原字田代9467-9先

泉温 49.5℃ 湧出量 100L/分

知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 9.5

泉質 アルカリ性単純温泉（低張性 アルカリ性 高温泉）

掘削年月 平成9年10月

イ 市比野温泉（平成25年5月28日試験）

湧出地 樋脇町市比野2558・4603・2474-19・4554-2・4761-2

泉温 46.8℃ 湧出量 測定不能

知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 8.8

泉質 アルカリ性単純温泉（低張性 アルカリ性 高温泉）

掘削年月 昭和56年6月・平成4年12月・昭和57年6月

昭和49年10月・昭和61年9月

※ 市比野温泉は、市比野1号・市比野31号・市比野32号・市比野44号・市比野67号の泉源のお湯を混合したものである。

- ウ 浦之名 5 号 (平成 27 年 10 月 29 日試験)
湧出地 入来町浦之名字松山之迫 523-59
泉温 54.0℃ 湧出量 測定不能
知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 7.9
泉質 単純温泉 (低張性 弱アルカリ性 高温泉)
掘削年月 平成 3 年 12 月
- エ 浦之名 9 号 (平成 27 年 10 月 29 日試験)
湧出地 入来町浦之名字古市前 679-3
泉温 58.5℃ 湧出量 81L/分
知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 7.8
泉質 単純温泉 (低張性 弱アルカリ性 高温泉)
掘削年月 平成 5 年 9 月
- オ 入来 6 号 (平成 29 年 3 月 2 日試験)
湧出地 入来町副田字木場川内 6372-3
泉温 61.2℃ 湧出量 測定不能
知覚的試験 無色透明・塩味・収斂味・無臭 PH値 6.3
泉質 ナトリウム-塩化物温泉 (低張性 中性 高温泉)
掘削年月 平成 18 年 3 月
- カ 入来 5 号 (平成 29 年 3 月 2 日試験)
湧出地 入来町副田字木場川内 6381-2
泉温 56.4℃ 湧出量 測定不能
知覚的試験 無色透明・塩味・収斂味・無臭 PH値 6.4
泉質 ナトリウム-塩化物温泉 (低張性 中性 高温泉)
掘削年月 昭和 56 年 12 月
- キ 入来 2 号 (平成 21 年 9 月 29 日試験)
湧出地 入来町副田字寺床 6210
泉温 34.8℃ 湧出量 210L/分
知覚的試験 黄色濁・塩味金気味・無臭 PH値 6.1
泉質 ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉
(低張性 中性 温泉)
掘削年月 昭和 36 年 12 月

ク 入来原 7 号 (平成 21 年 9 月 29 日試験)
湧出地 入来町浦之名字愛甲 12437-40
泉温 60.0℃ 湧出量 100L/分
知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 9.2
泉質 アルカリ性単純温泉 (低張性 アルカリ性 高温泉)
掘削年月 平成 10 年 12 月

ケ さざらし配湯池 (平成 29 年 9 月 15 日試験)
湧出地 祁答院町藺牟田字湯之元 3136-4
祁答院町藺牟田字砂石 2631-2
泉温 51.6℃ 湧出量 測定不能
知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 8.2
泉質 単純温泉 (低張性 弱アルカリ性 高温泉)
掘削年月 昭和 48 年 6 月・昭和 43 年 8 月

※ さざらし配湯池は、藺牟田 2 号・藺牟田 7 号の泉源のお湯を混合したものである。

コ 藺牟田 7 号 (平成 28 年 9 月 20 日試験)
湧出地 祁答院町藺牟田字砂石 2631-2
泉温 50.0℃ 湧出量 測定不能
知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 8.1
泉質 単純温泉 (低張性 弱アルカリ性 高温泉)
掘削年月 昭和 43 年 8 月

サ 藺牟田 23 号 (平成 28 年 9 月 20 日試験)
湧出地 祁答院町藺牟田字赤田 3271-6
泉温 54.1℃ 湧出量 32L/分
知覚的試験 無色透明・微塩味・無臭 PH値 8.3
泉質 単純温泉 (低張性 弱アルカリ性 高温泉)
掘削年月 昭和 56 年 9 月

シ 黒木 1 号 (平成 29 年 12 月 1 日試験)
湧出地 祁答院町黒木字一丁田 29-3
泉温 47.3℃ 湧出量 28L/分
知覚的試験 無色透明・無味・無臭 PH値 8.8
泉質 ナトリウム-塩化物・硫酸塩温泉
(低張性 アルカリ性 高温泉)
掘削年月 平成 19 年 6 月

(4) 市営公衆浴場

入来温泉湯之山館は、温泉場土地区画整理事業によるアゼロ湯公衆浴場及び柴垣湯公衆浴場の移転に伴い、両施設を統合し新たに整備を行いました。平成27年4月に直営として営業開始し、平成29年4月には指定管理者による管理運営を開始しています。

(施設の概要)

ア 名称・所在地

名 称	薩摩川内市入来温泉湯之山館
所 在 地	薩摩川内市入来町副田6179番地

イ 施設の規模等

建築構造	(本体) 鉄筋コンクリート平屋建て
敷地面積	2,601㎡
建築面積	611㎡ (ポーチ53㎡は含まない。)
内 容	<p>入浴施設 浴室：121㎡ (男女各1) 浴槽：アゼロ湯槽、柴垣湯槽、水風呂槽 サウナ室 貸切浴室：1室</p> <p>付帯施設 休憩室 (24畳)、事務室 トイレ：男女各1室、多目的1室</p> <p>その他 外部廊下、足湯、湯冷まし棟 駐車場 (一般用42台、身障者用2台)</p>

(5) 分湯使用料

分湯事業の供用は、昭和44年8月15日に開始され、現行料金は、平成16年10月12日から適用しています。

使用料金の体系については、以下の3つの表のとおりです。

ア 料金体系

(ア) 計量器方式使用料金

供給別		普通供給	浴場供給	特殊供給	特別供給	特定供給
基本 料金	基本量	月 20m ³ まで	月 20m ³ まで	月 20m ³ まで	月 20m ³ まで	月 20m ³ まで
	料金	6,900 円	6,900 円	6,900 円	6,900 円	6,900 円
従量 料金	20m ³ を超え	2,000 円	2,000 円	2,500 円	20m ³ を超え る分 1m ³ に	2,000 円
	100m ³ まで					
	100m ³ を超え 200m ³ まで	1,800 円	1,800 円	2,500 円	つき 120 円	1,800 円

200m ³ を超え 300m ³ まで	1,500 円	1,500 円	2,300 円	1,500 円
300m ³ を超え 400m ³ まで	1,500 円	1,500 円	2,000 円	1,500 円
400m ³ を超え る分 1m ³ につき	旅館 50 円 温泉宿 35 円	30 円	60 円	30 円

備考 料金は、上の表に掲げる供給の区分に従い、基本料金と給湯量に応じて算出した従量料金との合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(イ) 入来地域分湯量基準及び使用料金

区 分	分湯量	使用料金
1口(基本量)	毎分10リットル	18,428円
2口	毎分15リットル	31,933円
3口	毎分20リットル	45,185円
4口	毎分25リットル	57,729円
5口	毎分30リットル	71,816円
亀の湯	毎分40リットル	44,336円
薩摩川内市入来温泉湯之山館	毎分141リットル	104,784円

備考 料金は、上の表に掲げる区分に定める額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(ウ) 祁答院地域分湯量基準及び使用料金

分湯量	使用料金
毎分7リットル	4,725円
毎分13リットル	11,700円
毎分20リットル	18,000円
毎分27リットル	24,300円
毎分40リットル	22,500円
毎分50リットル	11,500円
毎分60リットル	72,000円
毎分80リットル	45,000円

備考 使用料金は、消費税等相当額を含む。

イ 分湯供給件数及び湯量の推移（計量器方式）

（単位：件、m³）

区分	H25	H26	H27	H28	H29
件数	253	259	259	257	253
湯量	220,445	222,979	222,394	219,787	217,663

ウ 年度別収納実績

（単位：円、％）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	未済額	収納率
H19	現年度分	29,555,430	29,385,840		169,590	99.4
	滞納繰越分	740,960	132,080	153,330	455,550	17.8
	計	30,296,390	29,517,920		625,140	97.4
H20	現年度分	29,471,320	29,277,980		193,340	99.3
	滞納繰越分	625,140	136,230		488,910	21.8
	計	30,096,460	29,414,210		682,250	97.7
H21	現年度分	32,313,660	32,117,850		195,810	99.4
	滞納繰越分	682,250	135,920		546,330	19.9
	計	32,995,910	32,253,770		742,140	97.8
H22	現年度分	32,437,510	32,226,530		210,980	99.3
	滞納繰越分	742,140	205,800		536,340	27.7
	計	33,179,650	32,432,330		747,320	97.7
H23	現年度分	33,350,090	32,930,660		419,430	98.7
	滞納繰越分	747,320	163,540	129,760	454,020	21.9
	計	34,097,410	33,094,200		873,450	97.1
H24	現年度分	33,756,390	33,337,090		419,300	98.8
	滞納繰越分	873,450	132,890	28,960	711,600	15.2
	計	34,629,840	33,469,980		1,130,900	96.7
H25	現年度分	32,225,990	31,717,200		508,790	98.4
	滞納繰越分	1,130,900	315,810	181,780	633,310	27.9
	計	33,356,890	32,033,010		1,142,100	96.0
H26	現年度分	32,514,670	32,005,120		509,550	98.4
	滞納繰越分	1,142,100	295,850	293,030	553,220	25.9
	計	33,656,770	32,300,970		1,062,770	96.0
H27	現年度分	30,148,600	29,572,530		576,070	98.1
	滞納繰越分	1,062,770	359,140		703,630	33.8
	計	31,211,370	29,931,670		1,279,700	95.9
H28	現年度分	31,807,690	31,378,470		429,220	98.7
	滞納繰越分	1,279,700	534,560		745,140	41.8
	計	33,087,390	31,913,030		1,174,360	96.5
H29	現年度分	33,549,090	33,266,650		282,440	99.2
	滞納繰越分	1,174,360	445,570		728,790	37.9
	計	34,723,450	33,712,220		1,011,230	97.1

4 経営の基本方針

本市温泉給湯事業では、経営等についての的確な現状把握を行った上で、事業の経営基盤の強化等の向上のため、「薩摩川内市財政運営プログラム」及び「薩摩川内市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定します。

経営の基本方針

温泉給湯事業は、公共の福祉の増進と観光振興に重要な役割を担っており、今後も、分湯事業については、定住促進につながる定住型分譲住宅、温泉利用の医療・福祉施設等への安定供給を継続し、民間代替性の高い市営公衆浴場施設については、その活用によるサービス向上を図りながら、健全な経営を維持していきます。

(1) 経営基盤の強化等

温泉給湯事業は、施設整備しサービスを提供する装置産業であることから、分湯施設の適切な維持管理や安定して供給できる施設の整備、更新が重要です。

分湯施設の更新に当たっては、施設等の規模・能力、配湯管等の老朽化の状況及び使用可能年数等を把握するとともに、将来の温泉需要の予測を踏まえて、既存施設・設備の性能の合理化（スペックダウン）や廃止・統合（ダウンサイジング）等の検討、その他経費の縮減等に努め、温泉給湯事業の経営基盤の強化を図ります。

(2) 温泉施設等の計画的な施設の更新

保有する資産（分湯施設、配湯管等）の多くが老朽化しており、同時期に大量の更新を避けるため、配湯管等の老朽化の状況を把握し、管路更新の平準化を図ります。

5 投資・財政計画に係る投資及び財源について

投資及び財源に関する基本的な考え方は、以下のとおりとし、計画期間における「投資・財政計画」は別紙2のとおりとします。

(1) 投資について

温泉施設設備の老朽化が著しく、事業の継続に必要な投資を確保していくため、配湯管等の老朽化の状況により事業費が同時期に集中することから、優先順位を踏まえて平準化し管路更新を行います。

(建設改良費)

平成31年度

管路整備工事（移転）L = 430m、30,000千円

平成32（2020）年度～平成40（2028）年度

配湯管更新工事（老朽管更新）L = 1,443m、79,920千円

(2) 財源について

計画期間である平成31年度から平成40(2028)年度の収益的収入の大半は、温泉供給による分湯使用料です。本事業は、受益者数が限られており、建設改良費の全てを料金に反映させた場合、受益者負担額が増加するため、建設改良費にかかる財源の不足見込額については、一般会計からの繰入金を予定しています。

6 効率化、経営健全化の取組

(1) 定員、給与に関する事項

本市では、今後も厳しい財政運営が続くことから、人件費を削減するために、平成32年度職員数目標値を1,000人以内とする「第3次薩摩川内市定員適正化方針」を策定し、定員の適正化に取り組んでいます。消防局及び診療所を除く一般職員については、目標値813人以内に対し、平成30年4月1日時点では833人となっており、このうち1人について温泉給湯事業で人件費を支弁しています。

保有資産の維持管理のため、当分の間は人件費1人分の支弁を継続しながら、今後も全庁的な取組の中で引き続き定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます。

(2) 民間の資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

これまで温泉給湯事業では、市営公衆浴場6施設について平成18年度から指定管理者制度を導入し、更に平成24年度に策定した「薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分け・利活用方針」に基づき4施設の財産処分を行うなど、民間の資金・ノウハウの活用に取り組んできました。

今後、現在保有する分湯事業及び市営公衆浴場1施設について、引き続き全庁的な取組の中で、完全民営化、民間企業への事業譲渡等の検討を進めます。

市営公衆浴場：指定管理者制度導入

(上之湯、下之湯、アゼロ湯、柴垣湯、大村温泉、黒木温泉)

平成18年6月～平成28年3月

※ アゼロ湯：平成25年1月末閉鎖、柴垣湯：平成27年2月末閉鎖
(入来温泉湯之山館)

平成29年4月～平成34年3月

市営公衆浴場：民間への経営移行

(大村温泉：無償譲渡)

平成28年4月～

(上之湯、下之湯：無償貸付)

平成28年4月～平成33年3月

(黒木温泉：無償貸付)

平成28年4月～平成29年9月

平成29年11月～平成34年3月

ア 分湯事業

分湯施設については、配湯管等の計画的な更新を行い、安定供給に努めます。なお、平成29年度に策定した「薩摩川内市公共施設等総合管理計画」に基づき、分湯施設の老朽化や泉源の湯量の減少、枯渇等により使用できなくなった場合は、当該分湯施設等により供給している分湯事業については、廃止を検討します。

イ 市営公衆浴場

「入来温泉湯之山館」は、指定管理者制度により現在運営を行っておりますが、地域活性化及び交流人口増加による観光振興の観点から、更に、活用が期待される所であり、「薩摩川内市公共施設等総合管理計画」の見直しにあわせて、今後の運営のあり方について検討を行います。

(3) 資金不足比率や資金管理・調達に関する事項

本事業の経営は、分湯施設の維持管理に係る費用等は料金収入で賄えているものの、施設の老朽化等による大規模な修繕や配湯管布設替工事が発生した場合は、資金不足を一般会計からの繰入金により補っている状況です。

しかしながら、分湯使用料は、効率的な経営の下における適正な原価を基礎として算定されるべきであり、資金不足を一般会計からの繰入を行うということは、温泉の供給を受けていない市民に対しても温泉施設の維持管理等に要する経費の負担を強いることとなっています。

今後は、受益者負担の原則及び独立採算の原則を前提とした料金体系を検討する必要がありますが、本事業は受給者数が限られており、供給原価に基づく総括原価方式により料金算定を行うと、1件あたりの負担額が大幅に増加することが予想されることから、料金体系については経営の安定や施設の健全性等を考慮し、長期的視点に立ち検討を行います。

7 公営企業として実施する必要性

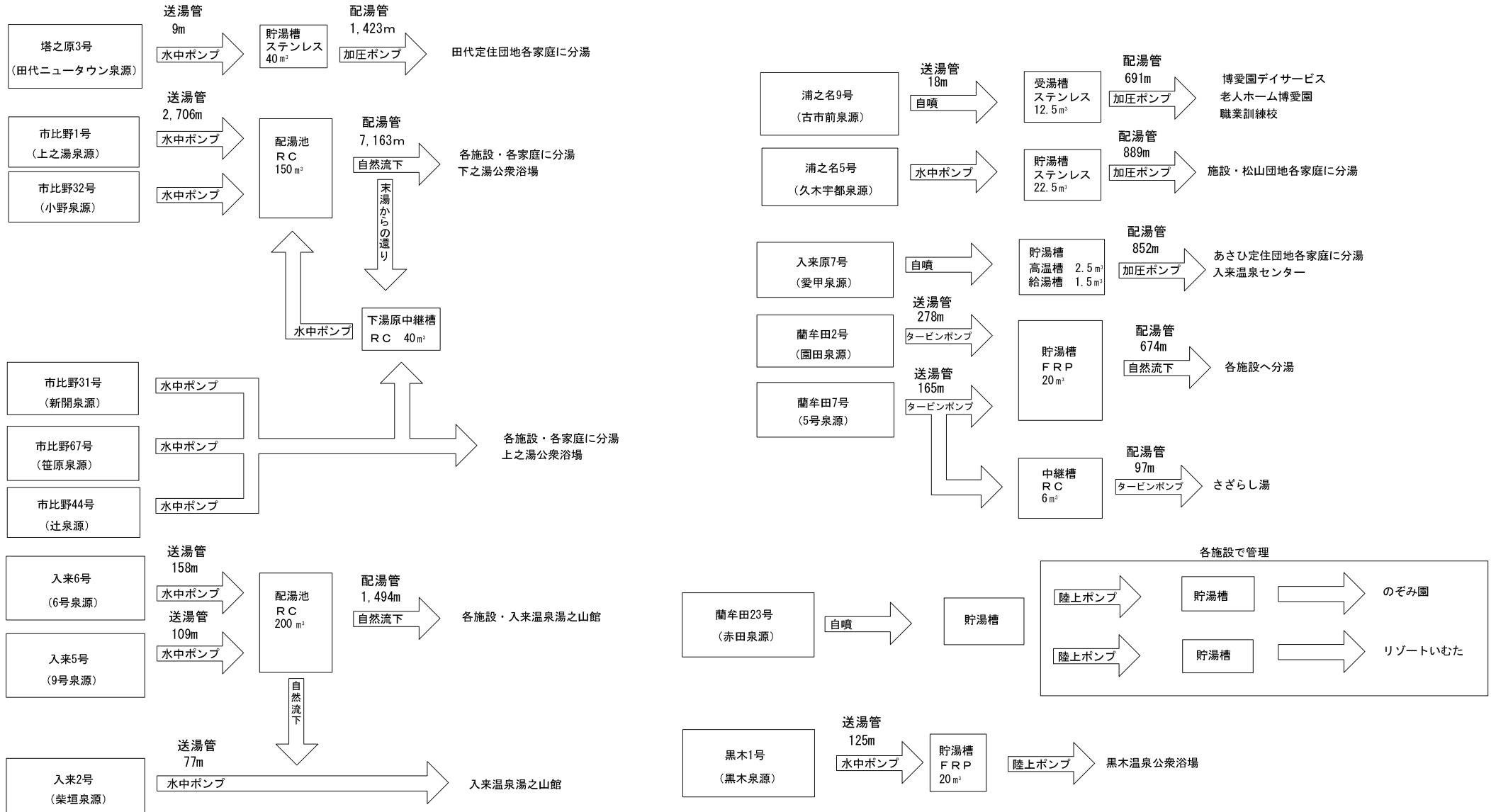
公営企業として実施する必要性を判断するものとして、観光その他事業に

については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）において、『公営企業による実施が適当か否かを十分検討し、可能な限り法人格を別にして事業を実施するなど、財政負担のリスクを限定することとなっています。また、公営企業の経営のあり方の検討として、事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある。』とされております。

温泉給湯事業は、公共の福祉の増進と交流人口の増加にとって重要な役割を担っていることから、安定的に継続して供給する必要があります。

現在本市では、公営企業として温泉給湯事業を実施しています。分湯事業については、「薩摩川内市公共施設等総合管理計画」に基づき泉源が使用できなくなった場合は廃止を検討することとし、また民間代替性の高い市営公衆浴場については、更なる民間活用について検討を行うこととし、それまでの間は公営企業として実施します。

温泉供給泉源フロー図（別紙1）



投資・財政計画

(別紙2)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	30年度 本年度	31年度 2019年	32年度 2020年	33年度 2021年	34年度 2022年	35年度 2023年	36年度 2024年	37年度 2025年	38年度 2026年	39年度 2027年	40年度 2028年
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	61,901	34,875	32,533	32,231	31,960	31,672	31,390	31,113	30,841	30,574	30,312	30,055	29,802
	(1)	営 業 収 益 (B)	61,633	34,627	32,123	32,062	31,791	31,503	31,221	30,944	30,672	30,405	30,143	29,886	29,633
		ア 料 金 収 入	60,192	33,712	32,106	32,045	31,774	31,486	31,204	30,927	30,655	30,388	30,126	29,869	29,616
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	1,441	915	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	(2)	営 業 外 収 益	268	248	410	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169
		ア 他 会 計 繰 入 金													
		イ そ の 他	268	248	410	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169
	2	総 費 用 (D)	61,116	33,720	34,638	30,812	31,272	32,182	31,202	31,062	31,067	31,382	31,207	31,207	31,272
	(1)	営 業 費 用	61,116	33,720	34,638	30,812	31,272	32,182	31,202	31,062	31,067	31,382	31,207	31,207	31,272
		ア 職 員 給 与 費	9,225	8,788	8,945	8,788	8,788	8,788	8,788	8,788	8,788	8,788	8,788	8,788	8,788
		ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	51,891	24,932	25,693	22,024	22,484	23,394	22,414	22,274	22,279	22,594	22,419	22,419	22,484	
(2)	営 業 外 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ア 支 払 利 息														
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他														
	3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	785	1,155	△ 2,105	1,419	688	△ 510	188	51	△ 226	△ 808	△ 895	△ 1,152	△ 1,470
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	22,182	15,155	8,419	27,581	7,812	11,610	9,412	9,849	7,226	7,808	6,395	10,952	12,990
	(1)	地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	22,182	11,749	8,419	12,581	7,812	11,610	9,412	9,849	7,226	7,808	6,395	10,952	12,990
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他		3,406		15,000									
	2	資 本 的 支 出 (G)	24,151	19,091	10,000	30,000	8,500	11,100	9,600	9,900	7,000	7,000	5,500	9,800	11,520
	(1)	建 設 改 良 費	24,151	19,091	10,000	30,000	8,500	11,100	9,600	9,900	7,000	7,000	5,500	9,800	11,520
		ウ ち 職 員 給 与 費													
(2)	地 方 債 償 還 金 (H)														
(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
	3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,969	△ 3,936	△ 1,581	△ 2,419	△ 688	510	△ 188	△ 51	226	808	895	1,152	1,470

投資・財政計画

(別紙2)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	30年度 本年度	31年度 2019年	32年度 2020年	33年度 2021年	34年度 2022年	35年度 2023年	36年度 2024年	37年度 2025年	38年度 2026年	39年度 2027年	40年度 2028年
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 1,184	△ 2,781	△ 3,686	△ 1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	8,651	7,467	4,686	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	7,467	4,686	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)	7,467	4,686	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	101	103	94	105	102	98	101	100	99	97	97	96	95
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	61,633	34,627	32,123	32,062	31,791	31,503	31,221	30,944	30,672	30,405	30,143	29,886	29,633
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	30年度 本年度	31年度 2019年	32年度 2020年	33年度 2021年	34年度 2022年	35年度 2023年	36年度 2024年	37年度 2025年	38年度 2026年	39年度 2027年	40年度 2028年
収益的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
資本的収支分	22,182	11,749	8,419	12,581	7,812	11,610	9,412	9,849	7,226	7,808	6,395	10,952	12,990
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金	22,182	11,749	8,419	12,581	7,812	11,610	9,412	9,849	7,226	7,808	6,395	10,952	12,990
合 計	22,182	11,749	8,419	12,581	7,812	11,610	9,412	9,849	7,226	7,808	6,395	10,952	12,990